

The Gosetsu-Maihime in the Heian Period
Dancing Girls

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-07-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 服藤, 早苗 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/538

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



平安朝の五節舞姫

— 舞う女たち —

服藤 早苗

はじめに

殿の舞姫は、惟光の朝臣の、津の守にて左京大夫かけたるが女、かたちなどいとをかしげなる聞こえあるを召す。からい事に思ひたれど、「大納言の、外腹のむすめをたてまつらるなるに、朝臣のいつきむすめ出だしたてたらむ、何のはぢかあるべき」とさいなめば、わびて、同じくは宮仕へやがてせさすべく思をきてたり。(新日本古典文学大系『源氏物語』

岩波書店、以下同)

『源氏物語』少女巻で、光源氏が、惟光の娘を五節舞姫として献上する場面である。もう一人の献上者である按察大納言は「外腹のむすめ」、すなわち、同居の正妻以外のツマが産んだ娘を舞姫として献上していることも判明する。さらに、晩年には参議に昇るものの源氏の乳母の子ども(乳母子)で受領である惟光程度の中下級貴族層にとっても、娘を舞姫として献上させることは、「からい事(つらい事)」と思われていた事もうかがえる。

筆者は、かつて主として九世紀までの五節舞姫を考察し、以下

の事を指摘した。^① ①農耕儀礼の五節田舞が九世紀に五節と田舞に分化したとする通説を批判し、五節舞は七世紀末の天武天皇による国家的儀礼整備に創設されたとされる女舞であること、②八世紀には阿倍内親王が聖武天皇や元正太上天皇の前で舞い、九世紀以降は伊勢神宮の儀式と朝廷の大嘗祭・新嘗祭のみで舞われる解斎舞であり天皇への感謝・服従・恭順を象徴する舞だったこと、③九世紀に大嘗祭と新嘗祭に舞うことが始まった五節舞姫は、天皇と「共寝」をしキサキとなる場合があったこと、④十世紀初頭醍醐天皇からは、「舞おわりて家に帰り、燕寝に預かる事無し」(「意見十二箇条」)となり、「キサキ撰進」としての五節舞姫献上は終焉した^②こと。拙稿の最後に平安時代の五節舞姫実態分析を行うことを約しながら、すでに二十年近く経てしまった。この間、日本文学では、先の『源氏物語』の場面や筑紫の五節等を中心に多くの五節舞姫関連論文が出されているが、まだまだ古い通説を使用されている事も多いように思われる^③。また、先の『源氏物語』で光源氏が献上した際の舞姫たちを検討する際にも、実際の豊明節会で五節舞を舞った舞姫たちの実態考察も要請されよう。学際的

な研究が求められている現在、日本史学からの五節舞姫分析が必要不可欠のようである。

しかしながら日本史学からは、近年、遠藤基郎氏が五節舞姫献上者の意義や経済的側面を考察し、佐藤泰弘氏が五節献上者や儀式の流れを中心に詳細な分析をされている。五節研究にとっては、画期的な論考である。ただ、当然ながら多くの課題がのこされている。佐藤氏の研究に導かれながら、小稿では、献上された舞姫の実態を探っていきたい。平安時代に男女の非対称なジェンダーが構築されるきわめて象徴的な儀礼の一つと考えるからである。

一 五節舞姫献上者規定の変容過程

五節舞姫献上者の変遷については、前掲佐藤論文が詳細に論じられているが、舞姫の実態の具体的な分析はされていないので、小論に必要な限りで、献上者と舞姫の関係に関する規定変遷について確認しておきたい。

まず、舞姫の人数であるが、延喜十四年（九一四）、醍醐天皇が諸臣の意見を徴したのに対し、三善清行が奏上した「意見十二箇条」に明記されている。

一、五節の妓の員を減せんと請うこと

右、臣伏して朝家五節の舞妓を見るに、大嘗会の時の五人は、皆叙位に預る。その後年々の新嘗祭の時の四人は、叙位に預るの例なし。これによりて大嘗会の時に至りて、権貴の家、競いてその女を進り、もてこの妓に充つ。尋常の年には、人皆辞遁して、神事を闕いつべし。ここに新制あり、諸公卿及び女御をして、輪転して進らしむ。その費甚だ多くして、

堪え任うること能わず（中略）。伏して望ましくは、良家の女子の嫁せざる者二人を扱ひ置きて五節の妓とせん（後略）。

五節舞姫は、大嘗祭は五人、新嘗祭は四人と決まっております。大嘗祭の舞姫は叙位されたことがうかがえる。三善清行が提唱した、二人の舞姫を選び舞姫専任にする案は取り入れられなかったが、貴族層にとって経済的に負担だった事は確認される。また「新制」とは、寛平九年（八九七）の宇多天皇が讓位にあたって皇太子敦仁親王（後の醍醐天皇）に与えた訓誡書である「寛平御遺誡」の規定だとされている。

毎年五節舞人進出、彼の期日に迫り、経営尤も切なり。今、須く公卿の中二人を貢がしむべし。その子に非ずと雖も、必ず求め貢がしめよ。殿上一人、人を選び召せ。当代女御又一
人貢げ。公卿・女御次いでにより貢げ。（以下略）⁴⁷

公卿二人は、実の女子でなくても必ず貢ぐように、「殿上」は一人、人を撰び召すように、さらに、女御も一人貢ぐように、とある。公卿については、「寛平御遺誡」により公卿と女御による献上が⁴⁸とあり、この「寛平御遺誡」により公卿と女御による献上が制度化されている。「殿上一人」には、「雖非女子」の文言はないので、実子による献上が規定されたと考えられる。

公卿については、天曆元年（九四七）前後に村上天皇によって勅撰された宮廷儀式書である『清涼記』に、「五節舞姫を献ずべき公卿（或いは親王献す）但し后妃・女御・尚侍献すべし」とあり、公卿と女御のみならず、親王・后妃・尚侍にも広げられたことがうかがえる。さらに、「又殿上舞姫、四位五位女子ある者を召し仰せ（殿上舞姫或いは二人、或いは無し）」とあり、「殿上」とは、

四位五位の貴族であり、「女子有る者」と明記されている。この段階でも、殿上は実子を献上すると規定されていた事が確実である。

さらに、『西宮記』では、「上御五節、受領・弁官女子有る輩仰せらる（或いは二人、式部大輔在昌、上御五節を献ずる）」と記されており、「本来は受領・弁官に限るものではなかった。しかし舞姫は負担が重いため、比較的禄の厚い弁官や富裕な地方官である受領が指名されるようになった」とされている。なお、舞姫献上者の実態を記録類から検討した佐藤氏は「殿上五節」とは、天皇に代わって殿上の侍臣が供出する舞姫であり、藏人や殿上人として天皇に近侍した受領たちが殿上五節の献上者となっていたが、長保五年（一〇〇三）九月四日、「五節を献ずべき公卿・受領等員数、始めて定めらる事」とあり、公卿二名・受領二名と基準が定められ、後一条天皇の頃になると昇任受領に限られるようになり、近臣による奉仕という性格を失い受領一般に課せられる役になった、とされている¹²。

いずれにしても、五節舞姫献上に関わる規定の変遷では、公卿や后妃・女御等が献上する舞姫は必ずしも実子でなくてもよいものの、殿上は実子の献上が要請されていたことが確かめられるのである。

二 記録類にみる舞姫たち

1 献上者の実子

十世紀から、平安末の元暦元年（一一八四）十一月までの五節舞姫史料で、名前や出自がわかる女性たちは、管見では十九件四十名が判明する。舞姫の実像とその歴史の変容過程を究明する

ために、煩雑ではあるが、具体例を提示したい。

まず、献上者の実子が舞姫になった例が四例ある。なお、数字は便宜上、時代順に振った。

①延喜十九年（九一九）十一月

舞姫等試す。（三人参上、煩うところ有るにより参上せず。即ち修理大夫朝臣献ずる所なり）（『西宮記』恒例第三 十一月、新嘗祭事、『神道大系 朝儀祭祀編 西宮記』神道大系編纂会、一九九三年、以下同）

十一月十六日庚辰

五節一人、忽ち物気を煩う。他人を以て舞わしむと云々。悦朝臣女病なり（『真信公記抄』）

修理大夫を兼任する源悦は同年正月二十八日、参議に任じられている（『公卿補任』）。公卿の五節舞姫献上者は、まずは新任公卿の役であった。悦は嵯峨天皇孫、源弘男であり、母は阿保親王女である。左少弁・右中弁を経て、延喜十一年大宰大式に任じられ、延喜二十一年正月には左大弁と近江守を兼任しており（『公卿補任』）、まさに天皇側近である。また、史料からして、「悦朝臣女」とあり実子である。十四日は清涼殿での御前試、十六日は豊明節会であり、両方欠席のようである。なお、舞姫が「物気を煩う」等の故障をおこし、実際に舞えない事例は散見されるが、これに関しては別稿で詳細に検討する予定である。

②天慶元年（九三八）十一月

天晴、今年五節、殿上・中宮（藤原穩子）各一人、太政大臣（忠平）・中納言藤原実頼卿、同じく奉らる事有り（割注略）。殿上の舞姫は前美濃権守平朝臣隨時息女、中宮の舞姫は故右

近衛少将藤原朝臣滋幹息女、太政大臣家の舞妓は故伊予介源朝臣相国息女、中納言実朝卿の舞妓は故信濃守源朝臣公家息女なり。（以下略）（『本朝世紀』天慶元年十一月二十二日丑）

中宮藤原穩子、太政大臣藤原忠平、中納言藤原実頼の三人は身位・職位が明記されているが、殿上の献上者の具体的名前はなく、舞姫の出自のみが記されている。殿上の献上者は、前美濃権守平隨時であり、その実子が舞姫だったと推察して間違いない。平隨時は、仁明天皇の曾孫、本康親王孫であるものの、父雅望王は從四位下で没しており、天曆二年（九四八）正月、五十九歳で参議に任じられる中級貴族層である。天慶九年四月二十六日には藏人頭になる。天皇近侍の殿上にふさわしい（以上『公卿補任』）。殿上として実子を舞姫にした例である。

③天慶五年（九四二）十一月

殿上舞姫、忽ち病み参らず、忠幹女なり。（『江家次第』十一月五節御前試事）

御前試は中寅日であり、二十三日である（『大日本史料』第一編之八）。藤原忠幹は先の滋幹の異母兄弟であり、天慶四年八月二十六日の光孝天皇国忌に太政大臣忠平が極楽寺で主催した一切経供養で陽成院の勅使となっており、河内守である（『本朝世紀』）。忠幹は殿上受領として実子舞姫を献上したと考えて間違いない。

⑤永観二年（九八四）十一月

入夜参内す。宿に候ず、殿上五節参入す。景舒女なり。（『小右記』永観二年十一月十八日丑）

舞姫が常寧殿に設営された五節所に参入するのは、十世紀中頃までは中子日だった。藤原景舒は国章男で、時期は不明だが藏人に

任じられており（『尊卑分脈』）、天延二年（九七四）には伊賀守をつとめているから、天皇側近受領であり、殿上として献上したのであろう。十月十四日には式を守り過差を禁じるよう仰せられている「献五節人々」に「景舒朝臣」とあるから、五位であった（『小右記』）。間違いない実子が舞姫である。ただ、景舒は国章男で、実資妻の母源惟正妻の兄弟、実資妻のオジにあたる人物である。しかし参議になつておらず、中下級貴族である。

管見の限りでは、以上の四人が実子として舞姫になった女性である。①参議源悦女子からは、十世紀の初期には、参議層でも実子を舞姫として献上したことが確認される。拙稿で、藤原高子に「貞観十一月二十日叙從五位下（五節舞姫）」（『古今和歌集目錄』）から、清和天皇即位後の大嘗祭に舞姫だったと推察したが、ほぼ間違いないと思われる。②の藏人頭だったとき実子を舞姫にした随時は、後に参議に昇るから、十世紀前半は、参議に昇るクラスの貴族層でも女子が舞姫になることは、さほど抵抗感がなかったものと思われる。しかし、②では、中納言や太政大臣の舞姫は、すでに実子ではなく、受領層の女子が献上されている。九世紀末には、「車中の女、争いて天顔をみる。或いは半身を出し、或いは路面を忘る」（『紀家集』競狩記）とあり、牛車に乗る階層の女性たちは路面を人前にさらすことは恥だとされていた¹⁴。ゆえに、天皇のキサキ撰進の手段と成らなくなった公卿層の女性たちは、参入や舞う際は几張や扇で顔を隠しているとはいえ、有る程度顔をさらさねばならない舞姫になることがなくなりつつあったのである。管見の限りでは、以後、公卿層の娘が舞姫として献上され、舞う例は平安中期ではない。

2 下級貴族出身の舞姫たち

十世紀中頃以降は、公卿層でも、実子を舞姫にする事はない。では、どのような女性たちが舞姫とされ、五節舞を舞ったのか。献上者が記録類に舞姫の出自を明記している場合がある。以下、具体的にかがえる舞姫を提示し、どのような階層の女性たちであったのかを検討したい。

②天慶元年（九三八）十一月（前述）

中宮穩子が献上した舞姫の父故藤原滋幹は、谷崎潤一郎の小説「少将滋幹の母」で著名な、美しい若い妻を時平に取られる大納言国経を父に持ち、祖父は枇杷中納言藤原長良であるものの、近衛少将で没する下級貴族である。¹⁵

太政大臣忠平献上舞姫父故源国相は、文徳天皇の曾孫であるものの正五位下伊予守で没する（『尊卑分脈』）。

中納言実頼献上舞姫父故源公家は、『尊卑分脈』等にも該当者と思われる人物は見あたらず不明であるが、「故伊予介」で没したのであろう。下級貴族、受領層の娘である。

三人の舞姫は、下級貴族層の、しかも父を亡くしている。すでに、十世紀中頃の舞姫そのものが女房生活を余儀なくされる階層の女性たちと言えよう。

④応和元年（九六一）十一月

初め周防守雅正女を点す。而るに父頼死と曰く、よりて左大臣（実頼）忽ち責む。事俄により調うることをわずと云々（『江家次第』十一月五節帳台試、十一月十六日）¹⁶

藤原雅正は堤中納言兼輔男であり、紫式部の祖父にあたる。雅正は周防守・豊後守・越前守を歴任した従五位下の受領層である（『尊

卑分脈』）。妻が右大臣藤原定方女であり、紀貫之や伊勢御などとも交流があり、殿上として実子を舞姫として献上した可能性もある。¹⁷しかし、十月二日、「藏人珍材を左衛門督藤原第（師氏）に遣わし、五節を奉るべき事を仰す（所勞有り、不参に依るなり）」（『西宮記』十月五節定）、とあり藤原師氏献上かあるいは他の公卿献上の舞姫と考えられる。根拠は、「はじめ周防守雅正女を点じた。しかし、父が頼死したというので、実頼が責めたが、急なので舞姫を調習することができなかった」との文言である。雅正が献上者ならば、「献上者の雅正が頼死したので、献上者を早急に交替させた」との文言になる。公卿層の献上した舞姫であり、現存の受領層の女性が点じられた史料と考える。

⑥永祚元年（九八九）十一月

戌終わり、五節を参らしむ。まず自らの車を遣わし、舞姫を迎え取らしむ（中務少輔遠高女なり）（『小右記』永祚元年十一月十二日丑）

この年は参議藤原実資が献上した。九月二日、「聊か五節雑事を定今年必ず献すべきによるなり」とまだ舞姫定の十月になつていないのに準備をしている。これは、二月二十三日参議に任じられた故である。新任公卿は、任じられると近々に舞姫を献上する慣例ができていた。じじつ、九月十九日には、「今日盃酒の間、撰政（兼家）密談して云わく、汝必ず五節を献すべし」と内密に献上が命じられている（『小右記』）。撰関期には撰関が五節舞姫献上者を実質的に決定している。良岑遠高は、史料上では従五位上相当の中務少輔が最高官職である（『平安人名辞典』長保二年）。現役下級貴族層の娘が舞姫になった事例である。

なお、この良岑遠高女が、「勅に云わく、良岑氏子を五節師と為す。すなわち名簿を給う。名簿に従五位下良岑氏子と記す（長徳四年十一月三日、宣旨により其の人に仰すと云々）」（『権記』長徳四年十一月四日）、さらに、「舞師氏子日ごろ病惱す。よりに孫女を以て代官となす」（『左経記』長元七年十一月十六日）と同一人物だと考えられるが、舞姫経験者から舞師が選ばれる詳細については、別稿で検討したい。

⑦ 正暦四年（九九三）十一月

舞姫は、相尹の馬頭のむすめ、染殿の式部卿宮の上の御おとうとの四の君の御腹、十二にて、いとをかしげなりき。（『枕草子』宮の五節出だせたまう段、日本古典文学全集『枕草子』小学館、以下同）。

中宮藤原定子が献上した五節舞姫である。藤原相尹は、師輔孫、遠量男で、道隆・道長等の従兄弟にあたる。母は、村上天皇皇子式部宮為平親王の妃の妹で、源高明四女である。相尹は、同年正月二十三日、摂政道隆大饗で、左馬頭として内大臣道兼への請客使となっており、長徳二（九九六）年四月二十四日、伊周のことに関わり殿上間を削られている（以上『小右記』）ので、定子一族と密接な関係をもっていたことがうかがえる。父方曾祖父師輔、母方祖父源高明という名門に生まれながらも、父は正四位下どまりの受領層になっている。定子妹原子淑景舎が東宮妃として入内した際、「相尹の馬頭のむすめ少将」（『枕草子』淑景舎、春宮にまひりたまふ段）がみえ、姉と推定されており、下級貴族層の娘として、舞姫や女房になったのであろう。

⑧ 長保元年（九九九）十一月

余（実資）車を遣わし、舞姫を迎えしむ（備前守相近女と称す者なり）（『小右記』長保元年十一月二十二日丑）

中納言実資が舞姫を献上した際、備前守相近女が五節舞姫になっている。十一月十六日に、「五節舞姫宅、今日師を迎えしめ習わしむ」とあり、実資自身は、丑日の内裏参入まで舞姫に直接あつていないようであり、ゆえに「称す女なり」との文言になったのであろう。源相近は、光孝天皇孫源清平を祖父に、源是輔を父に持ち、備前守・淡路守等を歴任し、従四位下が極位の下級貴族受領層である（『尊卑分脈』）。寛和元年（九八五）四月三十日、実資女兒の三夜の産養に「相近朝臣錢三十貫を出す。任国に在り、而して預者に仰せ置くと云々」（『小右記』）とあり、実資の家人的存在の受領層である。現存受領層の娘である。

⑨ 長保五年（一〇〇三）十一月

今夜舞姫参入、相模守清重女、母故信濃守陳忠女なり（『権記』長保五年十一月十五日丑）

参議藤原行成の献上した舞姫である。行成は、長保三年八月に参議に任じられたが、長保四年は新嘗祭が中止になったために、この年の献上になった。清重は、系図等でも不明であるが（『平安人名辞典』）、舞姫の母方祖父は、信濃守から帰京中、御坂峠から転落しても平茸を取ったことで著名な受領層である。また、陳忠妻は頼忠女遵子立后の際に、「藤原近子を以て内侍となす（信濃守陳忠妻なり）」（『小右記』天元元年三月十一日）とあり、舞姫は近子女かもしれない。現存受領層の娘である。

⑩ 万寿二年（一〇二五）十一月

今夜舞姫を参らしむ（故好任朝臣女なり）（『小右記』万寿二

年十一月十一日丑)

右大臣実資六十九歳が献上した舞姫である。橘好任は、「藏人を補し定めらる(雑色橘好任前司則光男)」(『左経記』長和五年(一〇一六)正月八日)とあり、三条天皇の藏人に任じられ、橘則光男となっている。同年正月二十九日、後一条天皇に受禪し三条上皇となっても院藏人になっている(『小右記』、なお橘氏系図にはない)。則光は清少納言の夫であるが、好任は他の妻の子どもであろう。名+朝臣であり、五位の下級貴族層である。父を亡くした下級貴族の娘が舞姫に成っている。

なお、十一月二日には、「故好任朝臣女、今夜家において著裳せしむ。五節舞姫となすべきに依るなり。少納言資高、裳の腰を結ぶ」(『小右記』)とあり、実資家で着裳をしており、さらに、実資の養子資高が腰結役になっている。女房の娘の着裳を主である実資が行っている例があるので、実資家の女房層に関係している可能性もある。さらに、十一月九日、実資は次のように記している。

家に旧五節有り、よりて日来内々に習わしむ。師を迎える旨の日、だた昨今と雖も、練習する所、日あるのみ。

舞姫に舞を調習させるために、参入の丑日の直前に舞師を迎えるが、その前に家に居る「旧五節」から舞を習わせている。実資の舞姫献上は、⑥と⑧であるが、⑧の備前守相近女であろうか。とするなら、二十六年も前の舞姫である。寛仁二年(一〇一八)十一月十七日、舞姫を献上する養子資平がやって来て、「今夜師を迎え舞を習い、明夕帰すべし」と実資に伝えている。五節舞は一晩で教習できる所作の舞で、さほど難しくなく、いずれにしても、

舞姫が家女房になる例である。

⑪長元五年(一〇三二)十一月

桑糸二十疋、八木二十石を舞姫の許に遣わす。舞姫は前長門守定雅女なり(『小右記』長元五年十一月八日)。

右大臣実資婿兼頼が五節を献上した。参入は、十一月二十一日丑である。兼頼は、前年長元四年十二月二十六日、参議に任じられている(『公卿補任』)。「宰相中将(兼頼)、五節を献す。経営は下官(実資)の経営の如し」(『小右記』十一月二十一日丑)、と実資が自身の日記に記すように、経費等の準備は同居の舅実資が出している。

藤原定雅は、勸修寺内大臣高藤曾孫嘉時男で、従五位下武藏守(『尊卑分脈』)の受領層である。万寿元年(一〇二四)十二月十三日、実資女千古の着裳の際、千古の家人の一人に選ばれており、万寿四年三月五日、「定雅朝臣を家司と為す」と実資の家司にも任じられている(『小右記』)。下級貴族である家司の娘が舞姫に献上されている。

以上八件、全部で十人の舞姫が、十世紀から十一世紀中頃までの主として記録類等で父の名が明確になる舞姫である。全員、公卿層以上の献上者の舞姫である。舞姫として選ばれた女性は、すべて下級貴族層の娘である。⑦の相近女は、十二歳であり、⑩の橘好任女は、舞姫に選ばれたことを契機に着裳をしている。当時の着裳年齢は十四〜六歳前後が多いが、入内や結婚を期に着裳を行うようになると、十〜十二歳の場合も多くなる。うら若い少女が、献上者の権威と権勢を誇るために用意された絢爛豪華な衣装を着せられ、扇で顔を隠しているとはいえ、天皇や殿上人の前で

舞を舞うのは相当な緊張を強いたに違いない。ゆえにこそ、紫式部が『紫式部日記』に「あゆみいるさまども、「あさましう。つれなのわざや」とのみおもへど、人の上とのみおぼえず」（『紫式部日記』小学館）と記したのであろう。また、実資の献上する舞姫は、実資の家人的近臣や家司の娘が点じられ、そのまま女房として仕えている実態も判明した。

さらに、殿上受領が献上した舞姫の名前や出自が史料上明確にならないものの、公卿層の舞姫は現存受領層の娘が選ばれることからして、殿上受領の献上する舞姫は、史料が残らないものの、実子の可能性もあるのではないかと推察される。

3 院政期の舞姫たち

十一世紀後期になると、五節は、淵酔が定例化されるようになり、舞姫参入から豊明節会の五節舞まで、殿上人達は、衣装を肩脱ぎし、飲み・歌い・舞う。『平家物語』殿上の闇討ち説話の背景である。五節淵酔などの実態は、別稿で詳細に論じる予定であるが、小稿の五節舞姫実態解明のみ具体的に検討したい。まずは、大嘗祭の五節舞姫叙位史料が残されており、名前が判明する。

⑫治暦四年（一〇六八）十一月

従五位下（中略）源清子・藤原姫子・大江長子・藤原経子・藤原琳子、以上五人五節舞姫（『本朝世紀』治暦四年十一月二十八日）

治暦四年四月後冷泉天皇が崩じ、七月後三条天皇が即位し、十一月に大嘗祭が行われ、その後女叙位が行われた記事である。大嘗祭の舞姫は叙位されるとした十世紀初頭の三善清行意見封事の文

言が確認される。『平安人名辞典—康平三年（一〇六〇）』の検索では、藤原経子が寛治二年（一〇八八）十二月八日、「従五位下藤原経子（中略）以上禁色衣装を着すを聴すべし」（『朝野群載』巻五朝儀下）との記事と同名であるが、同人かどうか不明である。残念ながら、他の四人は、五節舞姫叙位記事のみで、女房勤めをしたのかどうかまったく不明である。²⁷⁾

⑬寛治元年（一〇八七）十二月

大嘗祭女叙位事有り（中略）。従五位下（中略）、高階遠子、藤和子、藤公子、源信子、藤姫子（以上五節舞姫）（『本朝世紀』十二月八日）

堀河天皇即位の大嘗祭である。この年は、右大臣源顕房、権中納言藤原伊房、参議藤原公定、美作守清長、備前守季綱の五人が献上している（『中右記』）。五人の舞姫たちもその後の実態は不明である。²⁸⁾

⑭康治元年（一一四二）十一月

従五位下（中略）藤原知子（舞姫）、藤原賢子（同）、同家子（同）、同仙子（同）（『本朝世紀』康治元年十一月二十六日）
 昨年十二月近衛天皇が即位しており、この年大嘗祭が行われた。十一月十三日「今夜五節舞姫参内す（権中納言藤原実光卿、参議同顕業卿、同経定朝臣、越後守藤原実明、甲斐守同顕遠、各舞姫を献ず）」（『本朝世紀』）とあり、献上者は規定通り五人である。しかし、五節舞姫は四人しか叙位されていない。十八日午の豊明節会では、「五節舞姫五人、西軟障依り出、南廂中央において舞い、退出」（『本朝世紀』）とあり、豊明節会で五人が滞りなく舞っており、後述の仁安三年のような献上者の解官・叱責などの史料は

ないので、四名しか叙爵されない理由は、今のところ不明である。なお、この四人の実態も他の史料に見えず不明である。

⑰仁安元年（一一六六）十一月

大嘗祭後の女叙位（中略）従五位下（中略）平成子、同節子、同長子、同仲子、同仙子（以上五節舞姫）（『兵範記』仁安元年十一月二十五日）

昨年六条天皇が即位しており、その大嘗祭である。十三日丑、五節参るなり。舞姫献ずる人々、右衛門督重盛卿、参議成頼卿、参議親範朝臣、美作守宗盛朝臣、武蔵守知盛」（『兵範記』）の五名が献上している。叙爵された五人の女性たちも不明である。

⑱仁安三年（一一六八）十二月

大嘗会女叙位なり（中略）藤原成子（舞姫）、平久子（同）、源保子（同）、藤原季子（同）（『兵範記』仁安三年十二月四日）二月十九日受禪、三月二十六日即位式をあげた高倉天皇の大嘗祭の五節は、十一月二十日丑、五節参上・帳台試、二十一日寅、御前試、二十二日卯、童御覧、二十五日午、五節舞の次第で行われた。十月十五日、「殿下御直廬において五節定有り。頭中将執筆。権大納言成親、右衛門督時忠、左大弁雅頼、能登守平通盛朝臣、武蔵守同知盛」（『兵範記』）と五人が決定された。しかし、武蔵守同知盛が尾張守保盛に変わっている。五節舞たちの叙位にあつて、平信範は、次のように記している。

五節舞姫五人叙爵すべし。その中、権中納言（成親）、別当（権中納言平時忠）、左大弁（参議雅頼）等、名簿を献じらる。よりに袖にその人の申を書き注す。能登守通盛朝臣舞姫は例の申文を献ず。短冊に云わく、五節舞姫を申す、これ長元

九年、寛治元年の例なり。尾張守保盛は、解官されるにより、申文を進らざす、沙汰に及ばず。（『兵範記』十二月四日）

四人の献上者は、舞姫の名簿を提出したが、尾張守保盛は、解官されたので名簿も提出されず、叙爵はなかったという。十一月二十八日、藏人頭平信範は召しにより、後白河院に参った。次のように記している。

尾張守保盛五節を催さるの間の次第、最初より尋ね仰せらる。厳親頼盛卿の申状、度々散状次第申し上ぐと云々。仰せを奉り撰政殿に参る。次いで左府亭に向かい、仰せ下すと云々。参議太宰大式右兵衛督頼盛朝臣、

右兵衛佐尾張守平保盛等、見任を解却せしむ者り
父子の間、逆鱗の至り、五ヶ重職を解かれおわんぬ。五節参入、並びに御覧の儀、奉行職事数度御教書を遣わすに、一切承引せず、毎度対捍す（中略）。奉公の間は、自他をあい存じ、なお跼踏すべきものなり。（『兵範記』）

頼盛と保盛父子への後白河院の怒りは相当なもので、右衛門尉・左兵衛尉・右兵衛尉・右馬允の武官の職を解かれて³³いる。その逆鱗の中に、「五節参入、並びに御覧の儀、奉行職事数度御教書を遣わすに、一切承引せず」とある。二十日丑には、尾張守の五節舞姫は夜に参入している。「次いで尾張参上同前、この間、少納言泰経御教書を奉り到来す。その院宣の請文を申すために、下官頭中将に触れ退去す」とあり、たしかに院からの御教書が来て、信範が受け取っているが、内容は記していない。帳台試では、撰政が天皇に代わり舞師局に入り見ているが、「尾張馬道の東腋より出で、北方より直に参上す。舞姫五人参上の後舞う」とあり、尾張

守盛が献上した舞姫はきちんと舞っている。さらに、「御覧の儀」は二十二日卯の童女御覧であるが、「尾張、右少将泰通朝臣一人、下仕非藏人仲基」とあり、童女を献上している。むしろ、参議左大弁雅頼は童女御覧に献上していない。御教書に随わなかったのは、童女と下仕の介添え役を奉仕した泰通と仲基に関わることかもしれない。介添え役については、院からの要請がある事が多い。最後の二十五日丑日の大極殿での五節舞は五人の舞姫が舞っており、尾張守盛の献上した舞姫も舞っているのである（以上『兵範記』）。舞姫になり、一生懸命舞ったのに、政治的抗争に巻き込まれ叙位されなかった舞姫は臍を噛んだにちがいない。

なお、「五節舞姫爵を申す、これ長元九年、寛治元年の例なり」とあるが、長元九年（一〇三六）は史料がなく、寛治元年に五節舞姫五人が叙爵されたのは、⑬にあげた通りである。十世紀初頭の三善清行に大嘗祭の舞姫が叙爵されることは九世紀からの慣例とあったが、長元九年の後朱雀天皇大嘗祭叙位を先例にあげる理由は不明である。

以上の五件、二十三名の大嘗祭で舞った舞姫が、叙爵されたことが史料から確かめられた。院政期には、外にも、三件の舞姫の出自が判明する。

⑮久安二年（一一四六）十一月

この度舞姫、前周防権守信雅女（信雅、故顕雅卿子なり）（『台記』久安二年十一月十四日）

この年は頼長が五節舞姫を献上したが、頼長の舞姫である。信雅父顕雅は、六條右府源顕房男で、権大納言にまで昇っているが、信雅は、従五位上陸奥守等の受領層である。頼長男師長は、「今日

左府若君（十二、信雅朝臣女腹、女院宮仕督殿なり）」（『兵範記』久安五年十月十六日）とあり、信雅女は、高陽院泰子女房の督殿で、師長の母となっている。師長が久寿元年（一一五四）十一月十二日、権中納言に昇任した翌日には、「高陽院に詣る（余女房此の院に在り、同じく申す）」（『台記』、「母堂御許」（『兵範記』）に慶賀申に訪れている。ツマの妹を舞姫に献上したのである。

⑯久寿元年（一一五四）十一月

子刻舞姫（忠基卿女）以下参内（『台記』久寿元年十一月十六日）

頼長男師長十七歳が舞姫を献上した。師長は、同年十一月十二日に権中納言に昇任したばかりである。十三日には、「師長、東三条院に帰り、直衣を著し、五節雑事を定む。」とあり、昇任後に五節雑事を定めている。忠基は、師実孫、忠教一男であり、頼長父忠実の従兄弟である。久安五年（一一四九）には権中納言になり、仁平三年（一一五三）閏十二月に権中納言を辞し大宰権帥になり、久寿元年四月には本座に復している。つまり、権中納言の娘が舞姫である。十六日には、「帥忠基卿、同（下仕）装束二具を送る」と、装束を送る密接な関係にある。また、「童女車、帥に借りる」と車を借りる関係でもある（以上『台記』）。

⑰元暦元年（一一八四）十一月

舞姫（前寮頭『君達』忠重女）（『玉葉』十一月十六日丑）

院宣により養和二年（一一八三年）八月二十日に尊成親王（後鳥羽天皇）が踐祚していた。十一月大嘗祭が行われ、右大臣兼実息良通権大納言十八歳が、舞姫を献上した。

頼長と師長の舞姫二人、良通の舞姫一人の三人が、十二世紀に

出自がわかる舞姫である。撰関期と比較して、舞姫は、献上者との関係で選ばれており、しかも親族関係にある女性たち、公卿層の女性である。別稿で詳細に論じる予定であるが、舞姫になると多くの禄が与えられ、莫大な収入を保証された五節舞師に任命される事もあり、女性自身も上昇することができる可能性を秘めており、ゆえに近親者が選ばれるようになり、しかも公卿層の女性でも舞姫になることがさほど抵抗感がなくなったことも推察される。院政期を経て、舞姫は大きな変容があったようである。

三 女房名の五節たち

二章では、主として記録類から判明する五節舞姫を提示し分析した。この章では、「五節」の女房名を持つたり、あるいは和歌・物語等から判明する出自がわかる実在の五節舞姫を探索してみた。

A 藤原滋包女

五節の舞姫にて、もし召し留めらる、事やあると思侍けるを、さもあらざりければ 藤原滋包がむすめ

くやしくぞ天つ乙女となりける雲地たづぬる人もなきよに

〔後撰和歌集〕一一〇一番

藤原滋包は藤原真道孫、陸奥守連並息で、兄弟に陸奥守忠国がおり、本人も陸奥介とある（『尊卑分脈』）。従兄弟に当たる佐忠の息時明は、正暦元年（九九〇）和泉守在任中五節舞姫を献上しており（『小右記』正暦元年九月十四日）、長保二年（一〇〇〇）四月九日、「頼任元の名公信、勸学院学頭なり。故勘解由長官佐忠孫、而して故山城守時明朝臣男なり」（『権記』）とあり亡くなっている。

滋包女は、十世紀中期ころの舞姫であろう。当時、舞姫は、「もし召し留めらる、事やある」と期待していたことがうかがえる。下級貴族層の女性である。天皇の元に召し留められる事はなかったものの、『後撰和歌集』に歌が載っており、女房勤めの経験がある可能性も高い。

B 少将のおもと

をなじところの少将のをもと、五節の舞姫して返たるに
神舞しをとめにいかで榊葉の変はらぬ色と知らせてしかな

〔実方集〕新日本古典文学大系『平安私家集』

実方は、祖父は忠平男師尹、父定時は従五位上侍従で終わっているので早世したのだと推察され（『尊卑分脈』）、叔父済時の養子となっている。長徳元年（九九五）正月陸奥守に任じ、九月二十九日罷申を行い下向し、長徳四年十二月卒した（『大日本史料』第二編之三）。「をなじところの」とは、小一条殿女御済時女城子であり、「少将のをもと」とは、城子に仕える女房である。「五節の舞姫して返たるに」とある文言が実態に即した時間的経過を記述しているとすると、すでに女房仕えをしている女性が、五節舞姫に点じられたのだろうか。

C 五節の弁

五節の弁といふ人侍り。平中納言の、むすめにしてかしづくと聞き侍りし人。絵に描いたる顔して、額いたう腫れたる人の、目尻いたうひきて、顔もここはやと見ゆるところなく、色白う、手つき腕つきいとおかしげに、髪は、見はじめ侍りし春は、丈に一尺ばかりあまりで、こちたく多かりげなりしが、あさましう分けたるやうに落ちて、裾もさすがに細らず、

長さはすこしあまりて侍めり。（新日本古典文学大系『土佐

日記 蜻蛉日記 紫式部日記 更級日記』岩波書店、以下同）

紫式部の同僚女房評であるが、なかなか評価が高い。平中納言惟仲が養女にしている女性とある。一条天皇中宮藤原彰子が敦成親王出産の後、寛弘五年（一〇〇八）九月十六日夜「若き人は舟にのりてあそぶ」中に「五節弁」が見える。五節舞姫経験者ゆえに「五節」が、「弁」は養父の官職にちなむ候名であろう。平惟仲は永延元年（九八七）七月右少弁に任じ、正暦三年（九九二）八月右大弁兼任で参議になり、長徳二年（九九六）七月権中納言に任じられたとき左大弁を去っている（『公卿補任』）。惟仲は正暦元年に近江守で、長徳四年に中納言で、五節舞姫を献上している。正暦元年右大弁三十一歳の時に親族関係にある少女を養女にして舞姫に献上し、彰子女房として仕えさせた可能性もあろう。中納言で養女にした舞姫なら「五節の中納言」と名乗ることになり、また中納言では前述のように養女でも舞姫に献上しないと推察されるからである。紫式部が女房に成ったときは髪が長く多かつたが、今は抜け落ちていることから推考するに可能性は高い、と思われ³³。惟仲が有能な道長父兼家司だったことは著名である。惟仲は中納言に昇るものの本来は中下級貴族層である。

D 五節の君

若君の御乳母は、かねてより申ししかば、五節の君、故三河の守まさたかが女、衛門の大夫致方が妻ぞ参りたる。（日本古典文学大系『栄花物語』下巻、岩波書店、以下同）

『栄花物語』巻二十一「後くゐの大將」で、治安三年（一〇二三）十二月二十六日、道長息教通妻公任女、二十四歳が、男児を出産

した場面である。なお、教通妻は、翌正月六日に亡くなる。五節の君は、三河守方隆女とあるが、富岡甲本では「つのかみまさただがむすめ」とあり、方隆は三河守の経験もなく「長徳四・七卒」（『尊卑分脈』）等から、方隆の兄方正であろうとされている³⁴。方正は道長の家司であり（『小右記』寛仁二年十月二十二日）、娘が教通男の乳母となるのも道理であろう。衛門大夫致方は、母が三条天皇皇后城子乳母の式部の宣旨で、長元三年（一〇三〇）六月二十三日武蔵守で平忠常追討のための国解を出しており、受領層である。五節舞姫となり、その後平致方の妻となり子どもを出産し、教通息の乳母として女房勤めをしたのであろう。その後、中宮妍子所生の三条天皇皇女禎子内親王の乳母となり、妍子崩後に歌を二首詠んでいる（『栄花物語』巻第二十九 たまのかざり）。後一条崩後に追慕の和歌を詠んでいる「五節の君」（『栄花物語』巻第三十三、きるはわびしとなげく女房）も同一人ではないかとされている。なお、『後拾遺和歌集』の「五節の命婦」、『上東門院彰子菊合』『権大納言師房歌合』『右近少将公基歌合』『備中守歌合』等の「五節」や、伏見宮御記録『秦箏相承血脈』に「五節命婦、麗景殿女御女房、又号嵯峨命婦」も同一人ではないかとされているが、不明である。いずれにしても、五節舞姫の経験者が内女房や家女房として出仕し、乳母になることもあったことは確かめられよう。

院政期における「五節」を候名に持つ女房の追究は未だなしえて居らず、今後検討したいと考えているが、すくなくとも撰関期には出自のわかる女房が四名（一名は女房の可能性）いたことは確実である。

おわりに

小稿では、十世紀～十二世紀、平安時代の舞姫の実態を、名前や出自がわかる舞姫に限り検討した。記録類では四十名、和歌や物語類では四名の舞姫を捜し出す事ができた。明らかにした特徴を記しておきたい。

第一に十世紀前半では、公卿献上五節も殿上五節も実子を舞姫にしたことが重要な特徴として挙げられる。

第二に、十世紀中頃から十一世紀中頃では、公卿層の舞姫は、現存受領層でしかも家人的臣従関係にある下級貴族の娘たちだったことである。残念ながら殿上近臣、受領層献上の舞姫で出自の判明する史料は遺っていないが、実子を舞姫にした可能性は高い。藤原滋包女が舞姫だったのは十世紀中頃と推察されるが、内女房に取り立てられる事を希望して積極的に舞っていることは、内女房になる舞姫経験者が多かったことが推察される。

第三に、院政期には、献上者の親族や近親関係の出自の高い女性性が舞姫として献上されていることである。別項で詳細に検討するが、舞姫経験後、女房になるだけでなく、膨大な禄を獲得出来る、しかも終身の舞師になる可能性もあり、貴族女性達の転昇が推察され、抵抗感よりもむしろ積極的に舞った可能性も推察される。

さて、光源氏献上の舞姫に立ち戻ると、以上の舞姫実態からして惟光女の舞姫はけっして不自然だったり、「典侍と交換」に渋々承認したことを推察しなければ理解できないわけではない。

舞姫経験後の軌跡や、新嘗祭・大嘗祭の淵酔も含めた五節の実

態など、まだ五節研究の課題は多い。今後も積極的に検討していきたい。

注

- *1 服藤早苗「五節舞姫の成立と変容」(『歴史学研究』六六七、一九九五年)、後、同著『平安王朝社会のジェンダー』校倉書房、二〇〇五年所収。
- *2 なお、拙稿は日本史学分野では、後述の遠藤基郎・佐藤泰弘論文や虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』上巻(集英社、二〇〇〇年)等、大枠で首肯されている。日本文学でも例えば新間一美「五節の舞の起源譚と源氏物語」(『大谷女子大国文』第二十八号、一九九八年)等では史料を追検証された上で同意されているが、川島絹江「琴(きん)の意味するもの」(同著『源氏物語』の源泉と継承)笠間書院、二〇〇九年)では、さほど根拠無く拙稿以前の荻説に基づき林屋説を採っているが、別稿で詳細に批判検討したい。
- *3 たとえば、最近の松井健児「光源氏と五節の舞姫」(『人物で読む』源氏物語』第三巻、勉誠社、二〇〇八年)等。
- *4 遠藤基郎「五節舞姫献上・春日祭使の経営と諸国所課」(同『中世王権と王者儀礼』東京大学出版会、二〇〇八年)。
- *5 佐藤泰弘「五節舞姫の参入」『甲南大学紀要 文学編』一五九、二〇〇八年。
- *6 『本朝文粹』巻二(日本思想大系『古代政治社会思想』岩波書店、一九七九年)。なお、一部書き下しを私に現代仮名使いに改めた。以下同。
- *7 『政事要略』巻二十六、十一月新嘗祭(前掲『古代政治社会思想』)。
- *8 『伊呂波字類抄』(『日本古典全集』現代思潮社)。
- *9 『政事要略』巻二十七、年中行事十一月

- *10 前掲佐藤泰弘論文、七頁。また裕福な受領への転化は、寺内浩「受領の私富と国家財政」（同「受領制の研究」塙書房、二〇〇四年）参照。
- *11 『小右記目録』。なお、「二代要記」一条院、長保五年にも、「五節日今年公卿二人、国司二人献すべき由、定められると云々」とある。
- *12 前掲佐藤泰弘論文、第二章。
- *13 佐藤泰弘前掲論文で詳細に指摘されている。
- *14 服藤早苗「平安朝 女の生き方」小学館、二〇〇四年。
- *15 服藤早苗「暴力的性関係の成立」（服藤早苗・赤阪俊一編『文化としての暴力』森話社、二〇〇六年）参照。
- *16 なお、「神道大系 江家次第」は「十月六日」とするが、『大日本史料』第一編之十は「十一月十六日カ」とされている。帳台試は「十六日寅」であり、また「事俄により」との文言から、「十一月」が妥当だと考える。
- *17 今井源衛「紫式部」吉川弘文館、一九六六年。
- *18 佐藤泰弘前掲論文では、応和元年の殿上として雅正を挙げておられる。
- *19 佐藤泰弘前掲論文では、舞姫良岑氏子任命と孫への継承は注で述べておられるが、実資献上の舞姫とは推察されていない。舞師については、別稿を用意している。
- *20 渡辺滋「受領像の形成過程―藤原陳忠の事例を中心として」（『日本古代学』三号、二〇一一年）。
- *21 服藤早苗「平安王朝社会の成女式」（『平安朝の子どもたち―王権と家・童』吉川弘文館、二〇〇四年、初出は二〇〇一年）。
- *22 服藤早苗「五節舞姫の成立と変容」前掲論文。
- *23 服藤早苗「平安貴族の婚姻と家・生活―右大臣実資娘千古と婿兼頼の場合」（『埼玉学園大学紀要』人間学部篇五、二〇〇五年）。
- *24 服藤早苗「平安王朝社会の成女式」前掲論文。
- *25 服藤早苗「新猿楽記」と貴族の宴と雑芸」（『国文学 解釈と鑑賞』平成23年8月号）で、神事として淵酔が始まったとする萩美津夫「殿上淵酔考」の批判も含め一部提示したが、詳細は別稿を用意している。
- *26 榎野廣造編『平安人名辞典―康保三年』和泉書院、二〇〇七年。
- *27 なお、佐藤泰弘論文末の「表」五節舞姫の献上者には、治暦四年の献上者が抜けているが、『本朝世紀』治暦四年十一月二十八日には、「舞姫を献じる人々、内大臣、右近中将藤原宗俊、左近中将源隆綱朝臣、備前守大江清定、周防守藤原良綱」とあり、内大臣源師房（治暦元年任）、参議藤原宗俊（治暦三年任）、参議源隆綱（治暦四年任）、備前守大江清定、周防守藤原良綱の五人が献上したことが判明する。なお、五人の舞姫の各々の献上者は確定できない。
- *28 佐々木令信編『中右記人名辞典』臨川書店にも五人の手がかりはなかった。
- *29 高橋昌明『平清盛 福原の夢』講談社、二〇〇七年参照。
- *30 実方については、淵原智幸「藤原実方の陸奥守補任―10世紀末の小一条家に関する一考察」（『古代文化』第六三巻一号、二〇一一年）に研究史もふまえ参照。
- *31 萩谷朴「紫式部日記全註釈」下、角川書店、一九七一年参照。
- *32 献上者については、佐藤泰弘前掲論文掲載表参照。
- *33 藤本勝義「源氏物語と五節舞姫」（『源氏物語の展望』第四輯、三弥井書店、二〇〇八年）。
- *34 藤本勝義「源氏物語と五節舞姫」前掲論文、参照。

平安朝の五節舞姫

The *Gosetsu-Maihime* in the Heian Period
Dancing Girls

FUKUTO, Sanae

十世紀から十二世紀にかけて、新嘗祭・大嘗祭に舞った五節舞姫で名前や出自がわかる 44 人を検討した。十世紀初期は公卿層でも実子を舞姫に献上していたこと、十世紀から十一世紀中頃にかけて現存の受領層女が公卿層の舞姫になっていたこと、殿上五節舞姫は十世紀後半以降も実女の可能性が高い事、十一世紀中期以降は、大嘗祭献上舞姫叙爵が実際に行われた事、十二世紀には公卿献上者の高位の親族や近臣女性が舞姫になっていたこと、等を指摘した。